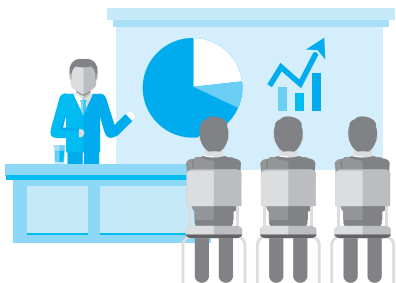


会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2017年3月)

企業会計基準委員会 専門研究員

はしもと ひろふみ

橋本 浩史

I はじめに

2017年3月21日と3月22日に、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)の会議が開催された。3月のIASB会議では、以下の論点が議論された。

- より幅広い企業報告
- のれんと減損
- 割引率-現在価値測定
- 保険契約(口頭でのアップデート)
- 基本財務諸表
- 「財務報告に関する概念フレームワーク」
- 動的リスク管理
- 資本の特徴を有する金融商品

本稿では、同会議において議論された主な事項について、論点の概要及び暫定合意の概要等について紹介する。なお、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update」¹及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II より幅広い企業報告

背景

企業報告に関する最新の状況を把握する目的で、IASBはスタッフに、企業報告の領域についてIASBが果たすべき役割に関する調査を指示していた。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、現時点までの当該初期的な調査結果及び今後の作業計画について協議が行われた。

- 幅広い企業報告の現状についての初期的な調査及び含意の概要
- IASBにとっての含意の詳細及び作業計画の選択肢



主な暫定合意事項

今後の方向性について、以下の暫定合意が行われた。

- より幅広い企業報告に対する注目が一層集まってきていることを踏まえて、IASBがこれまでよりも積極的な役割を果たすべきかどうかを検討すること
- プロジェクトをアクティブ・リサーチ・アジェンダに追加す

ることへの正式な提案を作成する前に、IFRS諮問会議との協議を含めて、さらに分析を行うようスタッフに指示すること

今後の予定

IASBは、今後の会議において追加の調査及び分析結果を受領する予定であり、当該内容をもとに議論を行う予定である。

III のれんと減損

背景

IASBが2016年6月に米国財務会計基準審議会(FASB)と共同で実施した教育セッション以降ののれんと減損に関するリサーチ・プロジェクトの進捗状況についてボード会議に報告し、2017年に予定している活動の協議を行い、また、現時点までのプロジェクトの方向性について確認した。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、(1)2017年に実施を計画している活動、(2)これまでに開発されたリサーチ・プロジェクトでのアプローチの要約の2点について議論を行っている。

上記のうち、リサーチ・プロジェクトにおいてこれまでに開発されたアプローチについて、以下の項目が挙げられた。

- 減損テストの簡素化の目的を達成し得るアプローチ
 - a. 単一の方法による回収可能価額の算定
 - b. 年次の減損テストの廃止
 - c. 使用価値の計算に関する変更
 - d. 企業によるIAS第36号の要求事項の適用の一助となる追加的なガイダンス
- 減損テスト等の有効性の改善の目的を達成し得るアプローチ
 - a. 減損テストの有効性の改善(取得前ヘッドルーム・アプローチ等の検討)
 - b. のれん及び減損に関する開示の拡充
 - c. のれんの事後の会計処理(償却及び減損モデルの再導入の検討を含む。)に関する他のアプローチ
- 企業結合において取得される無形資産の識別



主な暫定合意事項

審議の結果、決定は何も行われず、のれんの減損テストの簡素化及び有効性の向上に関する議論、開示の議論を継続していくこととし、議論は終了した。

今後の予定

今後の会議では、スタッフの提案(以下の表)のとおり、議論を進める予定である。

日時	会議体	会議の目的
2017年5月	IASB	IAS第36号の減損テストの簡素化及び有効性の改善に関するスタッフの提案を議論
6月	世界作成者フォーラム(GPF)及び資本市場諮問会議(CMAC)	IAS第36号の減損テストの簡素化及び有効性の改善に関するスタッフの提案に対するフィードバックを求める。
7月	IASB	企業結合において取得される無形資産の識別及び測定に関するスタッフの提案を議論
7月/9月	会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)	リサーチ・プロジェクトに関するスタッフ提案に対するフィードバックを求める。
11月/12月	IASB	— ASAF及び他の諮問グループからのフィードバックをIASBに報告 — IASBに暫定合意及びどのような形式の文書(ディスカッション・ペーパー(DP)又は公開草案(ED))を公表するか決定を求める。

IV 割引率—現在価値測定

背景

2014年6月に開催されたIASBボード会議において、IASBはスタッフに対し、現行のIFRS基準間における割引率の使用に関する調査を実施するよう指示を行った。スタッフは各基準での割引率に関する要求事項の分析に加え、限られた範囲での調査やアウトリーチを実施し、当該調査結果についてIASBボード会議(2015年9月から2016年4月ま

で)において議論を行った。

その後、2015年アジェンダ協議における今後取り扱うプロジェクトの優先順位の検討結果を踏まえ、IASBでは追加の検討を行わない方向である旨、公表を行っている。

今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、以下の内容について議論が行われた。

- 割引率に関するリサーチの報告
- 今後の他の基準開発活動で利用が想定される発見事項のレビューを含む、本リサーチ・プロジェクトの終了



主な暫定合意事項

以下の内容について、暫定合意が行われた。

- 今回の調査結果に関して、一般からフィードバックを求めないこと
- 本リサーチ・プロジェクトにおける追加の作業を行う必要はないこと

今後の予定

IASBは、今後の他のプロジェクトにおける作業の中で、本リサーチでの割引率に関する発見事項が現行の要求事項に関連する場合に、当該発見事項を参照する可能性があると考えている。

また、今後の会議での教育セッションにて、低割引率及びマイナス割引率に関する情報が提供される予定である。これらの割引率の影響は、本リサーチ・プロジェクトの範囲を超えるものであったが、最近議論が生じている領域であるため、上記の予定となった。

V 保険契約(口頭でのアップデート)

IASBは、保険契約プロジェクトの現在の進捗状況に関して、スタッフから口頭でのアップデートを受けた。なお、IFRS第17号「保険契約」については、2017年5月の後半に公表する予定として

いる。

VI 基本財務諸表

背景

IASBは、基本財務諸表に関して、財務業績計算書の構成(営業利益の開示及び代替的業績指標の利用を含む。)や財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、基本財務諸表に関する以下の内容について議論が行われた。

- 利息及び税金前利益(Earnings before Interests and Taxes:EBIT)
- 経営者による営業業績指標(Management Operating Performance Measure)
- 基本財務諸表及び注記における情報の分類、集約及び分解



主な暫定合意事項

利息及び税金前利益(EBIT)

スタッフは、①利息及び税金前利益(EBIT)の小計表示の要求、②EBITを財務収益・費用及び税金の前の利益として定義すること、③財務収益・費用を企業の資本構成に関連した収益・費用として定義することを提案した。

本内容について議論が行われたが、暫定合意は行われていない。ボードは上記スタッフの提案に関して検討を継続することに同意し、その上で、下記の観点について検討するようにスタッフに指示を行った。

- 企業の資本構成(capital structure)³をどのように定義すべきか
- 特定の収益及び費用の項目(例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額や、投資からの収益・費用)の取扱い

について、追加的なガイダンスが必要となるかどうか

経営者による営業業績指標 (Management Operating Performance Measure)

スタッフは、営業利益 (operating profit) を定義し、その開示を強制することを検討するのではなく、企業が独自に定義する「経営者による営業業績指標」を開示することを容認することを提案した。

本内容について議論が行われ、ボードは上記スタッフの提案に関して検討を継続することに同意した。その上で、下記の内容について継続して検討するようにスタッフに指示を行った。

- 財務業績の計算書において、営業利益を定義しようとするのではなく経営者による営業業績指標の表示を要求すること
- 小計がIAS第1号の第85項、第85A項及び第85B項における現行の要求事項を満たす限りは、項目を経営者による営業業績指標から除外することを認めること
- 経営者による営業業績指標の表示に関しての透明性を提供するための追加的な開示を要求すること

基本財務諸表及び注記における情報の分類、集約及び分解

基本財務諸表及び注記における情報の分類、集約及び分解に関して、スタッフは以下の内容に関する提案を行った。

- 分類、集約及び分解の意義
- 分類、集約及び分解に関する一般指針
- 分類、集約及び分解の適用プロセス
- 情報を分類及び集約する際に考慮される特徴

IASBは、スタッフが提案した方針に沿って、下記のものを開発することを暫定的に決定した。

- 財務諸表における集約及び分解に関する原則
- 「分類」、「集約」及び「分解」という概念の定義
- 財務諸表の作成時に「分類」、「集約」及び「分解」を適用する際に必要とされるステップに関するガイダンス

また、「集約」を行う際の性質に関して、さらにガイダンスを提供することをスタッフに検討させることを暫定的に決定した。

今後の予定

今後、上記の議論で追加検討の指示がなされた内容以外に、以下の項目について検討を行う予定である。

- 調整後の基礎的1株当たり利益
- その他の包括利益(OCI)に関する情報のよりよい伝達方法
- キャッシュ・フロー計算書の的を絞った改善(特に以下の内容)
 - 利息及び配当の分類についての選択肢の削除
 - キャッシュ・フロー計算書と財務業績計算書での営業セクションの連繋
 - キャッシュ・フロー計算書の間接的な調整表について首尾一貫した出発点の要求
- 基本財務諸表に係るひな型(特定業種のひな型を含む。)の開発

また、本プロジェクトのアウトプットとして、DP又はEDのいずれかについて、2018年初頭に公表する予定である。

Ⅵ 「財務報告に関する概念フレームワーク」

背景

IASBは、現在、概念フレームワークの改訂を進めており、2013年7月のDP「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」の公表後、2015年5月には、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワークED」という。)を公表し、概念フレームワークEDに対して利害関係者から寄せられたコメント等を踏まえた再審議を行っている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、「概念フレームワーク」プロジェクトに関する、以下の内容について議論が行われた。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第11項の修正を料金規制対象活動に関する会計方針に適用すべきかどうか、及びその適用方法
- 「概念フレームワークへの参照」に関するデュー・プロセス



主な暫定合意事項

IAS第8号第11項の修正を料金規制対象活動に関する会計方針に適用すべきかどうか、及びその適用方法

以下の内容について暫定合意が行われた。

- 規制勘定残高は、「IFRS基準に従って資産又は負債として認識されず、かつ、IFRS第14号『規制繰延勘定』で定義されている料金規制機関が、顧客に課すことのできる料金を設定する際に含めるか又は含めると見込まれるような費用又は収益の勘定残高」として定義されること
- IAS第8号の第11項の修正は、規制勘定残高に関する会計方針には適用されないが、規制勘定残高に関する会計方針を「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を参照して開発している企業は、料金規制対象活動に関する将来の会計基準が適されるまでの間、現行の「概念フレームワーク」への参照をもとにした当該会計方針の継続が要求されること
- IAS第8号の第11項の修正を規制勘定残高に関する会計方針に適用することの禁止は、既存の会計方針と新規の会計方針の両方を対象とすること

「概念フレームワークへの参照」に関するデュー・プロセス

「概念フレームワークへの参照」に関するこれまで行ったデュー・プロセスのステップについて確認を行い、「IASB及びIFRS解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件の検討も行った上で、以下の内容について暫定合意が行われた。

- これまでに本プロジェクトに関しての必要なデュー・プロセスを完了していること
- 「概念フレームワークへの参照」の公表を行うこと

今後の予定

「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照」の文案作成を進めることとなる。

VIII 動的リスク管理

背景

IASBは、2010年後半から、動的に管理されるポートフォ

リオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的リスク管理の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを開始している。銀行のアウトリーチを基礎に検討を行い、IASBは、2014年4月に「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「動的リスク管理DP」という。）を公表している。

IASBは動的リスク管理DPに寄せられたコメントを踏まえ、本プロジェクトの今後の進め方について暫定決定を行い、2015年7月のIASBボード会議では、2回目のDPを公表することを目標とすべきであることが暫定決定された。

今回は教育セッションとして、スタッフが本プロジェクトに関する以下の内容を示す教育マテリアルをIASBに提示した。

- 本プロジェクトの背景及び2017年3月までの経緯
- 本プロジェクトの当初段階で計画されたアプローチと日程
- 今後の進め方

主な暫定合意事項

今回の会議においては、暫定決定等は何も行われなかった。

IX 資本の特徴を有する金融商品

背景

IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関して、負債と資本の分類と、それに関係する表示と開示の要求を改善するための潜在的な方法を評価するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。現在は、ガンマ・アプローチ（清算時よりも前に経済的資源を移転する義務、又は企業の経済的価値に依存しない金額の経済的資源を移転する義務のいずれかに該当する請求権を負債として分類し、いずれにも該当しないもの、すなわち、清算時にのみ残余金額に依存する経済的資源を移転する義務に該当する請求権を資本として分類するアプローチ）の開発に焦点を当てた議論が進められている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、以下の内容について議論が行われた。

- 「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用
- 他のIFRS基準との相互関係
- デュー・プロセス及び書面投票の許可



主な暫定合意事項

「自己の資本」に係るデリバティブへのガンマ・アプローチの適用

スタッフにより、親会社とは機能通貨の異なる連結子会社の自社株式に係るデリバティブを想定した上で分析が行われ、当該分析をもとに、ガンマ・アプローチが非支配持分に係る行使価格が外貨建てのデリバティブの分類にどのように適用されるのかを例として議論が行われた。当該分析内容について支持する旨の合意がなされた。

他のIFRS基準との相互関係

スタッフが他の基準及びリサーチ・プロジェクトに対するガンマ・アプローチの潜在的な影響について検討し、確認した

影響内容について議論が行われた。本内容については何も決定は行われていない。

デュー・プロセス及び書面投票の許可

「資本の特徴を有する金融商品」のDPの開発にあたってこれまで行ったデュー・プロセスのステップについて確認を行い、以下の内容について暫定合意が行われた。

- DPに対するコメント募集期間を180日間とすること
- DPの公表に見合うだけの十分な審議がなされたこと
- DPの公表に関する書面投票プロセスを開始すること

今後の予定

公表のスケジュールを踏まえて、IASBはDPを2017年末に向けて公表する予定である。

<注>

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/iasb.html>
- 3 企業の資本構成は、狭義には、企業の株式及び負債による資金調達（銀行借入、債券、コマーシャル・ペーパーなど）が考えられるが、アジェンダ・ペーパーでのスタッフの提案では、より広義に解釈され、現金預金及び短期投資を含むものとされていた。